

交付図書の訂正について

令和5年3月14日付けて拡大型指名競争入札の公表を行った「(工事名) 札樽自動車道 朝里高架橋補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加者に別途送付いたします。

令和 5年 5月 1日

契約責任者

東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 長内 和彦

【訂正内容】

- 特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

対象	誤																																														
特記仕様書	<p style="text-align: center;">目 次</p> <table><tr><td>1. 工事概要.....</td><td>1</td></tr><tr><td>2. 適用する共通仕様書.....</td><td>1</td></tr><tr><td>3. 監督員及び主任補助監督員の権限.....</td><td>1</td></tr><tr><td>4. 現場代理人等の設置について.....</td><td>2</td></tr><tr><td>5. 配置技術者に関する事項.....</td><td>3</td></tr><tr><td>6. 関連施設その他との関係.....</td><td>4</td></tr><tr><td>7. 作業日及び作業期間に関する事項.....</td><td>5</td></tr><tr><td>8. 週休 2 日推進工事.....</td><td>5</td></tr><tr><td>9. カーボンニュートラル試行工事.....</td><td>7</td></tr><tr><td>10. 関連工事に関する事項.....</td><td>8</td></tr><tr><td>11. 工事費構成内訳書に関する事項.....</td><td>9</td></tr><tr><td>12. 工程表及び履行報告に関する事項.....</td><td>9</td></tr><tr><td>13. 工事用道路に関する事項.....</td><td>10</td></tr><tr><td>14. 残存物件の処理に関する事項.....</td><td>10</td></tr><tr><td>15. 保安に関する事項.....</td><td>11</td></tr><tr><td>16. 環境保全に関する事項.....</td><td>14</td></tr><tr><td>17. 建設副産物に関する事項.....</td><td>15</td></tr><tr><td>18. 補完検査に関する事項.....</td><td>16</td></tr><tr><td>19. 現場環境改善に関する事項.....</td><td>17</td></tr><tr><td>20. 工事変更等検討会の設置.....</td><td>18</td></tr><tr><td>21. 工事細部に関する事項.....</td><td>18</td></tr><tr><td>22. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....</td><td>29</td></tr><tr><td>23. 補足事項.....</td><td>29</td></tr></table>	1. 工事概要.....	1	2. 適用する共通仕様書.....	1	3. 監督員及び主任補助監督員の権限.....	1	4. 現場代理人等の設置について.....	2	5. 配置技術者に関する事項.....	3	6. 関連施設その他との関係.....	4	7. 作業日及び作業期間に関する事項.....	5	8. 週休 2 日推進工事.....	5	9. カーボンニュートラル試行工事.....	7	10. 関連工事に関する事項.....	8	11. 工事費構成内訳書に関する事項.....	9	12. 工程表及び履行報告に関する事項.....	9	13. 工事用道路に関する事項.....	10	14. 残存物件の処理に関する事項.....	10	15. 保安に関する事項.....	11	16. 環境保全に関する事項.....	14	17. 建設副産物に関する事項.....	15	18. 補完検査に関する事項.....	16	19. 現場環境改善に関する事項.....	17	20. 工事変更等検討会の設置.....	18	21. 工事細部に関する事項.....	18	22. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....	29	23. 補足事項.....	29
1. 工事概要.....	1																																														
2. 適用する共通仕様書.....	1																																														
3. 監督員及び主任補助監督員の権限.....	1																																														
4. 現場代理人等の設置について.....	2																																														
5. 配置技術者に関する事項.....	3																																														
6. 関連施設その他との関係.....	4																																														
7. 作業日及び作業期間に関する事項.....	5																																														
8. 週休 2 日推進工事.....	5																																														
9. カーボンニュートラル試行工事.....	7																																														
10. 関連工事に関する事項.....	8																																														
11. 工事費構成内訳書に関する事項.....	9																																														
12. 工程表及び履行報告に関する事項.....	9																																														
13. 工事用道路に関する事項.....	10																																														
14. 残存物件の処理に関する事項.....	10																																														
15. 保安に関する事項.....	11																																														
16. 環境保全に関する事項.....	14																																														
17. 建設副産物に関する事項.....	15																																														
18. 補完検査に関する事項.....	16																																														
19. 現場環境改善に関する事項.....	17																																														
20. 工事変更等検討会の設置.....	18																																														
21. 工事細部に関する事項.....	18																																														
22. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....	29																																														
23. 補足事項.....	29																																														

対象	正
特記仕様書	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 工事概要.....1 2. 適用する共通仕様書.....1 3. 監督員及び主任補助監督員の権限.....1 4. 現場代理人等の設置について.....2 5. 配置技術者に関する事項.....3 6. 関連施設その他との関係.....4 7. 作業日及び作業期間に関する事項.....5 8. 週休2日推進工事.....5 9. カーボンニュートラル試行工事.....7 10. 関連工事に関する事項.....8 11. 工事費構成内訳書に関する事項.....9 12. 工程表及び履行報告に関する事項.....9 13. 工事用道路に関する事項.....10 14. 残存物件の処理に関する事項.....10 15. 保安に関する事項.....11 16. 環境保全に関する事項.....14 17. 再生資源及び建設副産物に関する事項.....15 18. 補完検査に関する事項.....17 19. 現場環境改善に関する事項.....18 20. 工事変更等検討会の設置.....19 21. 工事細部に関する事項.....19 22. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....29 23. 補足事項.....29</p>

工事名) 札樽自動車道 朝里高架橋補修工事

対象	誤
特記仕様書	<p>様式- 1 取得報告書</p> <p>様式- 2 工事費構成内訳書及び工程表の提出について</p> <p>様式- 2 (別添) 工事費構成内訳書</p> <p>様式- 3 工程表</p> <p>様式- 4 工事工程報告</p> <p>様式- 5 残存物件調書</p> <p>様式- 6 間接工事費計画書の提出について</p> <p>様式- 7 間接工事費の増加費用に関する協議書</p> <p>様式- 7 (別添) 変更間接工事費計画書</p> <p>様式- 8 間接工事費の増加費用見積書</p> <p>様式- 9 間接工事費の増加費用同意書</p> <p>様式- 10 カーボンニュートラル施工計画書</p> <p>様式- 11 創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <p>別添- 1 実績価格調査表の提出について</p>

対象	正
特記仕様書	<p>様式－1 ・・・・・・ 取得報告書</p> <p>様式－2 ・・・・・・ 工事費構成内訳書及び工程表の提出について</p> <p>様式－2 (別添) ・・・・・・ 工事費構成内訳書</p> <p>様式－3 ・・・・・・ 工程表</p> <p>様式－4 ・・・・・・ 工事工程報告</p> <p>様式－5 ・・・・・・ 残存物件調書</p> <p>様式－6 ・・・・・・ 間接工事費計画書の提出について</p> <p>様式－7 ・・・・・・ 間接工事費の増加費用に関する協議書</p> <p>様式－7 (別添) ・・・・・・ 変更間接工事費計画書</p> <p>様式－8 ・・・・・・ 間接工事費の増加費用見積書</p> <p>様式－9 ・・・・・・ 間接工事費の増加費用同意書</p> <p>様式－10 ・・・・・・ カーボンニュートラル施工計画書</p> <p>様式－11 ・・・・・・ 創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <p>様式－12 ・・・・・・ 再生資材供給可能量の照会について</p> <p>様式－13 ・・・・・・ 再生資源使用計画書</p> <p>別添－1 ・・・・・・ 実績価格調査表の提出について</p>

対象	誤				
特記仕様書	<p>17. 建設副産物に関する事項</p> <p>17-1 建設副産物について</p> <p>共通仕様書1-28-2「再生資源、建設副産物及び特定建設資材」について、下記のとおり変更するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="714 626 1814 833"><thead><tr><th data-bbox="714 626 1264 668">令和4年7月版</th><th data-bbox="1264 626 1814 668">変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="714 668 1264 833">(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。</td><td data-bbox="1264 668 1814 833">(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後5年間保存しなければならない。</td></tr></tbody></table> <p>17-2 再生資源利用計画書等の様式について</p> <p>共通仕様書1-28-2「再生資源、建設副産物及び特定建設資材」(1)及び(2)に示す再生資源利用計画書等の様式は共通仕様書の規定にかかわらず建設副産物情報交換システム（以下、「COBRIS」という。）によるものとし、COBRIS登録に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>ただし、やむを得ない事由によりCOBRISの使用ができないと監督員が認めた場合は、国土交通省のリサイクルホームページの建設リサイクル報告様式によることができるものとする。</p>	令和4年7月版	変更後	(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。	(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後5年間保存しなければならない。
令和4年7月版	変更後				
(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。	(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後5年間保存しなければならない。				

対象	正				
特記仕様書	<p>1 7 . 再生資源及び建設副産物に関する事項</p> <p>1 7 - 1 再生資源、建設副産物について</p> <p>共通仕様書 1 - 2 8 - 2 「再生資源、建設副産物及び特定建設資材」について、下記のとおり変更するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="691 636 1882 874"><thead><tr><th data-bbox="691 636 1286 683">令和4年7月版</th><th data-bbox="1286 636 1882 683">変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="691 683 1286 874">(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。</td><td data-bbox="1286 683 1882 874">(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後5年間保存しなければならない。</td></tr></tbody></table> <p>1 7 - 2 再生資源利用計画書等の様式について</p> <p>共通仕様書 1 - 2 8 - 2 「再生資源、建設副産物及び特定建設資材」(1) 及び (2) に示す再生資源利用計画書等の様式は共通仕様書の規定にかかわらず建設副産物情報交換システム（以下、「C O B R I S」という。）によるものとし、C O B R I S登録に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>ただし、やむを得ない事由により C O B R I S の使用ができないと監督員が認めた場合は、国土交通省のリサイクルホームページの建設リサイクル報告様式によることができるものとする。</p>	令和4年7月版	変更後	(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。	(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後5年間保存しなければならない。
令和4年7月版	変更後				
(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。	(2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後5年間保存しなければならない。				

工事名) 札樽自動車道 朝里高架橋補修工事

対象	誤																								
特記仕様書	<p>17-3 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>建設副産物</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート塊(無筋)</td><td>コンクリート除去工</td><td>約60t</td><td>再資源化施設へ搬出 (有償)</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>コンクリート除去工</td><td>—</td><td>最終処分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>コンクリート除去工(既設はく落防止ネット・既設はく落防止対策工実施箇所)の対象箇所</td><td>—</td><td>最終処分</td></tr></tbody></table> <p>(2) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"><thead><tr><th>建設副産物</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>受入条件</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート塊 (無筋)</td><td>宮本土建工業(株)</td><td>小樽市春香町1-5</td><td>受入は一辺30cm以下</td></tr></tbody></table> <p>記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 建設汚泥及び廃プラスチックは数量が未確定なため、その費用については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊(無筋)	コンクリート除去工	約60t	再資源化施設へ搬出 (有償)	建設汚泥	コンクリート除去工	—	最終処分	廃プラスチック	コンクリート除去工(既設はく落防止ネット・既設はく落防止対策工実施箇所)の対象箇所	—	最終処分	建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊 (無筋)	宮本土建工業(株)	小樽市春香町1-5	受入は一辺30cm以下
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等																						
コンクリート塊(無筋)	コンクリート除去工	約60t	再資源化施設へ搬出 (有償)																						
建設汚泥	コンクリート除去工	—	最終処分																						
廃プラスチック	コンクリート除去工(既設はく落防止ネット・既設はく落防止対策工実施箇所)の対象箇所	—	最終処分																						
建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件																						
コンクリート塊 (無筋)	宮本土建工業(株)	小樽市春香町1-5	受入は一辺30cm以下																						

対象	正								
特記仕様書	<p>17-3 再生資源の使用</p> <p>(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>単価表の項目</th><th>再生資材の種類</th><th>数量</th><th>適用指針等</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事用道路 A</td><td>再生クラッシャーラン</td><td>約 84.7 m³</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-12)を行うものとする。なお、照会にあたっては、次の手順で再資源化施設等を選定するものとする。</p> <p>イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。</p> <p>ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設等がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</p> <p>受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等	工事用道路 A	再生クラッシャーラン	約 84.7 m ³	
単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等						
工事用道路 A	再生クラッシャーラン	約 84.7 m ³							

対象	正																								
特記仕様書	<p>17-4 建設副産物の活用等</p> <p>(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>建設副産物</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート塊 (無筋)</td><td>コンクリート除去工及び工事用道路（RC-40）の対象箇所</td><td>約200t</td><td>再資源化施設へ搬出 (有償)</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>コンクリート除去工の対象箇所</td><td>—</td><td>最終処分</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>コンクリート除去工（既設はく落防止ネット及び既設はく落防止対策工実施箇所）の対象箇所</td><td>—</td><td>最終処分</td></tr></tbody></table> <p>(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"><thead><tr><th>建設副産物</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>受入条件</th></tr></thead><tbody><tr><td>コンクリート塊 (無筋)</td><td>宮本土建工業（株）</td><td>小樽市春香町1-5</td><td>受入は一辺30cm以下</td></tr></tbody></table> <p>記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 建設汚泥及び廃プラスチックは数量が未確定なため、その費用については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。</p>	建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊 (無筋)	コンクリート除去工及び工事用道路（RC-40）の対象箇所	約200t	再資源化施設へ搬出 (有償)	建設汚泥	コンクリート除去工の対象箇所	—	最終処分	廃プラスチック	コンクリート除去工（既設はく落防止ネット及び既設はく落防止対策工実施箇所）の対象箇所	—	最終処分	建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊 (無筋)	宮本土建工業（株）	小樽市春香町1-5	受入は一辺30cm以下
建設副産物	発生場所	数量	活用方法等																						
コンクリート塊 (無筋)	コンクリート除去工及び工事用道路（RC-40）の対象箇所	約200t	再資源化施設へ搬出 (有償)																						
建設汚泥	コンクリート除去工の対象箇所	—	最終処分																						
廃プラスチック	コンクリート除去工（既設はく落防止ネット及び既設はく落防止対策工実施箇所）の対象箇所	—	最終処分																						
建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件																						
コンクリート塊 (無筋)	宮本土建工業（株）	小樽市春香町1-5	受入は一辺30cm以下																						

対象	正
特記仕様書	<p>17-5 再生資材供給量の報告 本特記仕様書24-2(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-13)し、その指示に従うものとする。</p> <p>17-6 再生資材の使用に要する費用 再生資源の使用に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用的変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>

工事名) 札樽自動車道 朝里高架橋補修工事

対象	正																				
特記仕様書	<p>様式-12</p> <p>○○リサイクルセンター○○工場 管理責任者 ○○ ○○ 殿</p> <p>受注者名 現場代理人</p> <p>再生資材供給可能量の照会について</p> <p>本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。 つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので、下記のとおり供給可能量の情報提供をお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1. 工事名 : ○○自動車道 △△工事 工期: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)</p> <p>2. 発注者 : 東日本高速道路㈱ 北海道支社 ○○事務所</p> <p>3. 受注者 : □□建設㈱</p> <p>4. 再生資材の種類及び予定数量等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="text-align: left;">再生資材の種類</th><th style="text-align: left;">適用指針等</th><th style="text-align: left;">予定使用量 (m³)</th><th style="text-align: left;">使用予定期間</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <p>5. 情報の提供時期 別紙様式により上記使用予定期間の一か月前までに供給可能量を FAX で情報提供をお願いします。</p> <p>6. 情報提供先及び連絡先 会社名 : TEL : FAX : 現場代理人 : 担当者 :</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定期間																
	再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定期間																	

工事名) 札樽自動車道 朝里高架橋補修工事

対象	正						
特記仕様書	再生資材使用計画書						
	施工工程	利用用途	使用予定数量 (m ³)	再資源化施設供給可能量 (m ³)			備考
				A社	B社	C社	
	年 月	STA. 000+00 構造物基礎材	80	—	100	30	80
	年 月	STA. 000+00 裏込め材	20	—	20	30	20
	年 月	STA. 000+00 基礎材	100	30 (30)	40 (×)	30 (30)	60 40 B社は他工事に供給予定のため本工事への供給不可

上段 供給可能数量（「-」は供給可能量がない場合）
 下段 () 書きは使用計画数量（×については供給されない理由を備考欄に記入）